

議案第 21 号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 10 日

生駒市長 山 下 真

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「（昭和25年法律第201号）」の次に「及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）」を加える。

別表第2に次のように加える。

		メートル以内のもの	等適合計画である場合にあっては、12,000円) イ 共同住宅等の場合 アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額
床面積の合計方が200平超メートルを平方内え1ト0ル以内のもの	ア 1戸建ての住宅の場合 19,000円(長期使用構造等適合計画である場合にあっては、17,000円) イ 共同住宅等の場合 アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
床面積の合計方が500平超メートルを平方内え1,000平メートル以内のもの	ア 1戸建ての住宅の場合 185,000円(長期使用構造等適合計画である場合にあっては、26,000円) イ 共同住宅等の場合 アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
床面積の合計方が1,000平超え3,メートルを超え1,000平以内のもの(1戸の建場は、平方にあつて、平を1,000メートルを超えるもの)	ア 1戸建ての住宅の場合 59,000円(長期使用構造等適合計画である場合にあっては、36,000円) イ 共同住宅等の場合 アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
床面積の合計方が3,000平超え5,000平以内のもの	636,000円(長期使用構造等適合計画である場合にあっては、64,000円)を申請に係る住戸数で除して得た額	636,000円(長期使用構造等適合計画である場合にあっては、64,000円)を申請に係る住戸数で除して得た額	636,000円(長期使用構造等適合計画である場合にあっては、64,000円)を申請に係る住戸数で除して得た額
床面積の合計方が5,000平超え1,000平以内のもの	1,088,000円(長期使用構造等適合計画である場合にあっては、107,000円)を申請に係る住戸数で除して得た額	1,088,000円(長期使用構造等適合計画である場合にあっては、107,000円)を申請に係る住戸数で除して得た額	1,088,000円(長期使用構造等適合計画である場合にあっては、107,000円)を申請に係る住戸数で除して得た額
床面積の合計方が100平超え200平以内のもの	2,006,000円(長期使用構造等適合計画である場合にあっては、174,000円)を申請に係る住戸数で除して得た額	2,006,000円(長期使用構造等適合計画である場合にあっては、174,000円)を申請に係る住戸数で除して得た額	2,006,000円(長期使用構造等適合計画である場合にあっては、174,000円)を申請に係る住戸数で除して得た額
床面積の合計方が200平超え300平以内のもの	2,862,000円(長期使用構造等適合計画である場合にあっては、213,000円)を申請に係る住戸数で除して得た額	2,862,000円(長期使用構造等適合計画である場合にあっては、213,000円)を申請に係る住戸数で除して得た額	2,862,000円(長期使用構造等適合計画である場合にあっては、213,000円)を申請に係る住戸数で除して得た額

200トメ超平ルが方を0トもの 2メ超平ル0一え方以内のもの	はげ等額のを合請た額申領を得た場合に、合に係る合計が0トメ超平ル0一え方以内のもの はげ等額のを合請た額申領を得た場合に、合に係る合計が0トメ超平ル0一え方以内のもの
24,000円 2,400円 2,400円 3,400円 6,200円 10,500円	（ア）第1号等造り構除く。用を合請た額申領を得た場合に、合に係る合計が0トメ超平ル0一え方以内のもの （イ）第2号等造り構除く。用を合請た額申領を得た場合に、合に係る合計が0トメ超平ル0一え方以内のもの （ウ）第3号変更の場合 2,000円

	における長期優良住宅建築等計画の認定を受けた申請手数料	による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	
50	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	6,000円

別表第2備考に次の3項を加える。

4 45の項から48の項までに規定する住戸数で除して得た額に500円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときはこれを1,000円に切り上げる。ただし、当該住戸数で除して得た額が1,000円未満の場合は、1,000円とする。

5 45の項の床面積の合計は、建築物を建築する場合において、当該建築に係る部分の床面積について算定する。

6 47の項の変更に係る床面積の合計は、認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更して建築物を建築する場合において、当該建築の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定する。

附 則

この条例は、平成21年6月4日から施行する。